

第8回東京都ボランティア・NPOとの協働に関する検討委員会議事要旨

- 1 日時 平成12年2月29日(火) 14:00~16:00
- 2 場所 東京都庁第一本庁舎42階 特別会議室B
- 3 出席者
〔委員〕 江尻委員、加藤委員、樋口委員、武藤委員、山岡委員、寄本委員、和久井委員、渡戸委員
〔事務局〕 喜名生活文化局市民活動担当課長
〔オブザーバー〕 市民活動の促進に関する連絡調整会議 幹事
〔傍聴者〕 3名
- 4 議題 1 「協働の推進指針」答申の骨子(案)について
2 その他
3 今後の開催予定について
- 5 配付資料
資料1 「『協働の推進指針』答申の骨子(案)について」
資料2 「第7回東京都ボランティア・NPOとの協働に関する検討委員会」議事要旨
- 6 会議内容
(1) 「協働の推進指針」答申の骨子(案)について

ア 「市民活動との協働の意義・必要性」

- 〔委員〕協働するAとBが第三者の受益者のために行うのがパートナーシップ。営利的な事業者が「協働」に入るかは、企業が非営利を目的とし社会貢献的事業を行うのであればパートナーの相手として良い。協働は非営利的な行為であると捉え、NPOの受託でも営利事業者と同様な介護保険枠内の介護サービス事業などは協働と言わなくて良い。
- 〔委員〕必ずしも営利事業者との協働を絶対に排除するものではなく、第三者にとって公益的な事業であれば「協働」の概念の中に入る。生協も営利事業者と変わらない活動をしているが、営利的とは言えない。
- 〔委員〕社会の必要なサービスに関して、NPOが行政と共に民間企業では達成できない分野のサービスを充足させていくのが広い意味での「協働」と考える。いままでの行政や行政の補助の仕組みでは十分に手が届かない分野にNPOが手を届け、自治体と市民活動団体が社会が存続していくために必要なサービスを提供していくことを「協働」と捉えたらどうか。
- 〔委員〕市民セクターが市民公益活動を行い、協働は第三セクターとして行政及び企業の社会貢献活動の場面で行われるという考えでスタートすべき。
- 〔委員〕行政もNPOも基本的にそれぞれが独自の理論と責任において活動し、ある部分において両者が協働することが、これからの新しい社会をつくる上で非常に意味がある。様々な価値観の違うものが並存する社会が良いので、その価値観が違う両者が協働する部分もある。独自に活動する部分については、今回の議論の対象になっていないことが明白になれば良い。
- 〔委員〕宇都宮の2歳女子の餓死のニュースは、ガス会社が料金未納の理由を調べて対応していれば起きなかったかもしれない。「協働」の概念に入らないかもしれないが、企業活動においても、本来の自らの仕事を通じて社会に貢献することが、結果として市民公益につながる。企業は本来の活動を通じて社会に貢献するのが第一。
- 〔委員〕報告書をまとめる際には、市民活動と自治体との協働だけでなく、企業セクターとの関係も対象とすべき。
- 〔委員〕「ボランティアにも何種類がある」は、何種類でなく何段階とすべき。出発点は個人、法人格を取れば組織性、継続性が強くなるが、法人格が無くても近い状況の団体もあるように連続線上に組織性・個性を見るべきだ。

- 〔委員〕行政委嘱ボランティアに登録された個人ボランティアをどう組織化するかも、広い意味の「協働」に含めて議論対象とすべきである。
- 〔委員〕ボランティアにも、行政委嘱ボランティアとNPOを自分で支えているボランティアには意識の違いがあるだろうし、専門性を有するボランティアと専門性を持たない一般ボランティアなどもある。「何種類」の表現は漠然としているのでやはり「何段階」が適当。
- 〔委員〕「分権型社会における市民参画」の「分権」の定義を押さえるべき。地方分権というと、国と地方自治体の政府（行政）間関係と捉えられるが、実は自治体の地域社会運営の責任がますます重くなる中で、市民参画、市民エンパワーメントが非常に重要な課題になる
- また、自治体の政策決定に対抗する社会運動も含めて「協働」と言うかを整理する必要がある。分権による地域社会と自治体との関係が大きく変わっている中で、NPO・市民活動との協働の問題も浮上する側面を強調したい。
- 〔委員〕新地方自治法14条第2項には「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」となっている。これは、住民の権利・義務規制は条例レベルで行なうという一つの原則。従来は法律を根拠とし国からやりなさいといわれてやっていた分野が、自治体自らの仕事として住民とともに考え条例を根拠とし進めていくことが今後ますます増えていく。この自治分権の考え方が新しい地方自治法の中に精神として入っている。
- 〔委員〕自分達でつくった仕組みに自分達が参加し、支えるというデモクラシーの原点として、私たちは市民団体を通じて政策提言することの重要性が一層問われるという指摘は大変重要。逆に分権になると透明性が高まり、国や都道府県などの縦構造で利益団体化している団体にとっては、必ずお金がくるという既得権的立場が無くなり分権は必ずしも歓迎すべきものではなくなる。
- 〔委員〕NPOには運動型（政策提言・社会監視型）と事業型（サービス提供型）があり、両者が社会との関わりでミックスしている。それぞれを整理していくつかの項目にまとめるとわかりやすくなる。社会サービス提供型NPOは、インキュベーターでもあり政策提言的な機能を有する。
- 〔委員〕分野により運動型、事業型に分けるのは難しいのではないかと。
自治体政策を拡充していくうえで、自治体は開かれた公共的な場の中で、自治体の政策・運営に対して批判的な団体の意見を、どう受け止めていくかが大事。

イ「都における協働の現状と課題」

- 〔委員〕自治会・町内会など地縁団体をどのように位置づけるか。地縁的団体でも、従来型運営のほかに、地域に広がりを持ち開かれた地縁団体も出てきている。自治体が地域を捉え直す際に、市民団体・地縁団体及び自治体の三者間のつながりも整理すべき。
- 〔委員〕熊本県立大学今川氏の論文で、60年代以降の日本の自治体は、都市化の中で多様化、拡大化する住民ニーズに応えるため官僚組織を大きくし、住民は消費者として自治体サービスの顧客と位置づけられるとある。自治体が大きくなればなるほど一市民として自治体への参加は難しくなる。一方、自治体内部を分権化する形として近隣性を持つ地域事務所、住民協議会などがあるが、市民性がどこまで担保されるかが課題であり、近隣性は包括性を持つゆえに市民性を殺してしまうこともある。
- 経済の低成長や人口減少の時代の中で自治体は政策のスクラップをせざるを得なくなるが、その際、何が市民性で何が公益性かの議論が必要となるが、市民性・公益性は簡単には決められない。今後は、議会が新しい役割を果たさなければならぬし、議会と市民団体・地域社会との関係が重要となる。
- 〔委員〕自治会も世代交代や地域で抱える課題の変化があり、従来の村的な決め方から

民主的運営形態に改まらなると、防災などいざという際に動員力が発揮できない。

一方、政策のスクラップを進める際には、行政も地縁団体に対する従来の過剰な支援あるいは依存体質を見直す必要がある。

〔委員〕自治会とボランティア・NPOが地域問題をベースに活動する中で連携すれば、地域が大きく変わる要因になる。企業OBが高齢化問題などで先駆的な活動を展開している例もある。

〔委員〕NPOの規模も様々で狭い範囲で活動する団体の場合、区市町村との関係も考えるべきで、都とボランティア・NPOの協働がテーマだが、行政という意味で区市町村の参考になる意味もある。

〔委員〕区市町村の新しいNPOの窓口と、実績のある社協などのボランティアセンターが繋がっていない。

〔委員〕市民団体に対して補助金や助成金を支出する場合における都と区市町村の役割分担の考え方や再設定のあり方についても、都の位置づけを指針としても触れるべき。

〔委員〕個別NPOは区市町村、インターメディアリーな団体は東京都で対応。しかしこの考え方だと行政区域を越えて活動するNPOの対応が課題。今後は、行政区域を越えたNPOと区市町村の連携・連合体との間での関係構築が。

〔委員〕大田区・目黒区の行政と民間・大学間の協働のプロジェクトが広がるようになっている例がある。こうした地域を越えた相互乗り入れの部分を考えるべき。

ウ 「協働の推進に向けての具体策（方策）」

〔委員〕制度・条例策定には実績を積んでからと、制度を明確にしてやると2つの意見があるが、政策の位置づけを明確にし基本方針を出す意味でまずは条例づくりを優先すべき。

〔委員〕市民活動は、自分達の理念・思いで活動しており行政区域を念頭において活動するものでない。地域の問題は全部地域に存在するものであり、そうした観点からも支援策や協働の推進は、都庁内に若手気鋭の職員を委員とする各部局を超えた横断的組織で対応すべき。

〔委員〕行政の縦割りは、ある意味で行政サービスの対象である市民を縦割りにしていることにもなる。行政の縦割りはNPO支援に限らずいろいろなところに制約を加えている。行政は市民ニーズに合わせて行なうべきであり、行政の縦割りの見直しは、行政の担当者として自分の職務と全体像を常に緊張感を持って見直すことにもなり、行政改革・職員の意識改革に繋がる。

〔委員〕公設民営という考え方を福祉分野以外にも広げるべき。規制緩和の流れの中でバス路線など不採算部分から民間が撤退した場合に、行政が補助して事業を存続させるような伝統的発想でなく、地域にある力・NPO的なサービス事業などで埋める方法を制度の中に組み入れるべきである。

〔委員〕行政の委嘱型ボランティア・プログラムを参加型プログラムへの積極的な見直しが必要。

〔委員〕地域では参加型ボランティアが活動していることから、地域の問題も触れて考えるべき。

〔委員〕都は他県では市町村が行うような事業も行なっており、他の道府県民には無い東京都に対する都民が抱く身近さ・親しさといったものは今後も残してほしい

〔委員〕NPO・市民活動団体は行政機構の中で殆ど理解されていない。指針を出した場合、都のような大きな行政機構の中でどこまで実効性を持つか心配だ。

〔委員〕行政内部に「協働」に対するイメージが浸透していない。行政施策の上でどういうNPOと協働すべきかが提示できていない。行政施策の順位の中での効果を考えないと、協働は良いことという大前提だけでは上滑りになる。

〔委員〕東京都内にあるNPOは、全国レベル活動するNPOと区市町村の行政区域よりも狭い地域を活動範囲とするNPOがほとんどで、東京都レベルの受益権を持

つNPOはほとんど無い。このことから都内にあるNPOでも都とパートナーシップを組むにはなじみにくい。ローカルな活動をするNPOと都は組むのか、あるいは小規模なNPOと区市町村で組んで都は側面的に関わるのか。

「従来の市民対応・支援プログラムは全部見直し、新しいプログラムも5年位毎に見直すという原則」を明確化することを提案したい。

〔委員〕行政、企業、NPOすべての事業者がサービスの受けてのお客様の満足度を金銭的に捉える「費用対効果」が大事。答申の中に経済効果の視点を加えることも新しい方向付けとして大切。

都民の満足度の観点から、既存の事業と比較してどれだけの費用でNPOの理念に基づく活動がどれだけ価値があるのかの視点は、大切。

〔委員〕NPOが市町村の区域を越えて活動する場合、協働する行政の相手がいない、探せなかったこともある。都が協働する相手を探すことも大事だが、NPO側も自分達の活動を広めるのに最も有効な協働の相手先の行政はどこか、の視点も大事であり、このことは行政・NPO双方にとってもメリットがある。

〔委員〕NPOや民間の活動の活発化は、行政が小さく消極的になることを必ずしも意味しない。行政本来の期待される領域に行政が積極的に活動することも大変大切。小さく見直すだけでなく、もっと大きく充実すべき見直しもあるのではないか。

〔委員〕協働の区分を委託・補助・共催などお金の出し方による区分でなく協働の業務との関連で区分することにより「協働」が明確になる。

(2) 今後の開催予定について

今回は、現在行っている市民活動団体へのアンケート調査の結果をまとめた上で、特定非営利活動促進法施行後の現状と課題につき議論を進める。

7 次回の日程

日時 平成12年4月27日(木) 10:00~12:00

会場 東京都庁第一本庁舎33階特別会議室N6